

三 「南越雑話」下巻―翻刻と現代語訳―

下巻―第一九話

一 忠昌公十五歳ノ時、福井久世騷動ノ事、江戸表エ相聞ヘ、様々取沙汰仕候トキ、忠昌公、將軍家御寵愛遊バサレ候ニ付、毎日ノ様登城アラレ候ガ、或日御老中方列座ノ中ニ於テ、私義御暇下サレ候様ニ仰上ラレ玉ハリ度旨御申候ヘバ、夫ハ何用ニテ何方ヘ罷越レ度トノ事ニ候ヤト何モ申、得ト此間承候ヘバ、北庄ノ家中殊ノ外騷動ノ由ニ候ヘバ、御暇下サレ置候ハ、私義越前ヘ罷下リ、参河守ト相談仕、何様ニモトリ治メ申ベクトノ義ニ候ト御申候ヘバ、御老中方、サテ、奇特千万ナル義ト御申候テ、何モ感心アラレ候ガ、即チ將軍様ノ御聞ニ達ラレ候ヘバ、其趣ヲ大御所様ニ殊ノ外御感ニテコレアリシト也

〔注釈〕

○十五歳：慶長一六年（一六一一）。忠昌の元服は元和元年（一六一五）とするものが多いため（下巻第一七話参照）、この時点では幼名の虎松を称していたか。ただし天保一五年（一八四四）成立「隆芳公御略伝」（松平文庫）など、元服を慶長一五年とする資料もある。○福井久世騷動：上巻第一八話参照。「福井」の地名は元禄頃から用いられたため、同時代に「福井久世騷動」と呼ばれたわけではなく、「隆芳公御略伝」所引の「南越雑話」では「北庄久世騷動」と記される。また時期について、「福井県史 通史編三」は「慶長十七年久世騷動が起った」とし、『福井市史 通史編2』も「慶長十七年（一六一一）に起った越前騷動」と述べ、本話「忠昌公十五歳ノ時（慶長一六年）」との間に一年のズレが見られる。この点につき「隆芳公御略伝」は「此時越前ノ大臣久世但馬岡部自休争論ノ事ヨリ起リテ拳藩大ニ騷擾セリ、公コレヲ治メ玉ハムトノ御心ナリケルニ、御許ナクシテ遂サセ玉ハズ、終ニ翌年八月ニ至リテ但馬減ビ、ツイテ大臣等公裁ニヨリテ賞罰アリシヲ以テ見レバ、コノ年ヤイマダ事ノ大ナルニ及バザリシト見エタリ、惜カナ」として、争論の起こりと忠昌の暇乞いを一六年、騷動と幕府による裁許を

一七年のこととし、忠昌が早い段階で騒動沈静化を目論んだとする筋になっている。同様に『稿本福井市史上』の「久世（中略）火を其邸に放ちて自刃す、時に慶長十六年八月二十日なり（中略）慶長十七年十一月（中略）二十八日西ノ丸にて、両御所直々の裁断を受けることとなり、当日双方登城す」との記事により、騒動の開始から終結までの期間を一年以上とする見方もあり、検討の余地が残されている（吉永昭『御家騒動の展開』清文堂、二〇一八年）。○御暇：在府中の大名の帰国。ここでは忠昌が江戸を離れること。なお「越藩史略」には「十六年辛亥公江戸にあり、吾藩の久世岡部騒動を聞て往ん事を請ふ、將軍家許さず」、「国事叢記」には「但馬守争論時、虎松君【伊予守忠昌卿】御願、三河守家中騒動ニ付御暇被下、越前へ罷越度旨。御願不相叶」と見え、忠昌の御暇願いは許されなかったという。○北庄ノ家中：松平忠直の家臣団。のちの福井藩家臣団を指す。

〔現代語訳〕

忠昌公が一五歳の時、久世騒動のことが江戸にまで聞こえてきて、世間でいろいろと噂されるようになった。その頃、將軍秀忠公が御寵愛していたため、忠昌公は毎日のように江戸城に登られていた。

ある日、老中方が列座するなか、忠昌公が「私に御暇を下されるよう、將軍様にお申し上げになっていただきたい」と仰った。すると「それはどのような用件で、どちらに行かれないということでしょうか」と老中たちが言うので、「よくよくこの間のことを拝聴すると、北庄の家中が大変な騒動になっているとのことです。御暇を下されるなら、私が越前へ行き、三河守忠直と相談して、とにかくも騒動をとり治めるつもりです」と答えた。老中方は「さてもさても奇特千万なこと」と仰って、みな感心された。

そうしてこのことを將軍様もお聞きになられたので、大御所家康公も殊のほか感心されていたとのことである。

（長野栄俊）

下巻―第二〇話

一大坂表出陣ノコレアリ、諸大名京都へ上り集り居候得バ、二条ノ御城へ召セラレ、大御所様御目見仰付ラレ候節、着座ノ御書付ヲ以御目付中其列座ヲ差図ス、于時忠昌公ニハ其頃上総ノ国姉ヶ崎ト云処ニテ一万石下シヲカレ候ノ義ナレバ、表通ヨリ三番目バカリモ後ニ御着座遊バサレ候由、然ル処ニ大御所様出御遊バサレ、何茂へ上意ノ旨コレアリ、各頭ヲ下ゲ申サレ候後ニテ忠昌公延ヒアガリ、松平伊予守是ニ罷在候ト高声ニ御申上遊バサレ候へバ、大神君御覽遊バサレ、其方義ハ自分ノ高名迄相遂候トアリ御感ノ上意ヲナシ下サレケルト也

〔注釈〕

○一万石下シヲカレ：慶長一二ノ元和元年（一六〇七―一六一五）。詳細は下巻第一八話注釈参照。○伊予守：忠昌の伊予守任官は一説に冬の陣後・夏の陣前のことで（「家譜」等）、また本話は大道寺友山による「落穂集」にも収録されており、ここでは夏の陣の一連の一つ書きとして認められる。

〔現代語訳〕

大坂方へ出陣するため、諸大名が京都に集まっていたところを、大御所家康様が二条城へお召しになり、お目見えを仰せ付けになった。その時の座順は、御目付中が御書付に従って諸大名に指図した。当時、忠昌公は上総国の姉ヶ崎というところで一万石を下し置かれていたので、最前列から三列ばかりうしろに着座されたそう。そうして諸大名が着座したところに大御所様がおいでになり、上意をお示しになった。諸大名方が頭を下げておられるそのうしろで、忠昌公は伸び上がり、「松平伊予守ここにおりま

す」と声高に申し上げられた。すると家康公はその姿をご覧になり、「その方、自身で名を高めたか」とお褒めの言葉を下されたという。

(堀井雅弘)

下巻―第二一話

一 秀忠公御不例ノ時、諸大名参向御停止仰出サレ、品川御殿ニ御目付中、川崎ニ伊奈半左衛門遣ハサレ、参向ノ方々差留ラレ候処、忠昌公御道中御早駈ニテ御越ノ処、右ノ様子御聞ナサレ、川崎ヨリ御舟ニメシ、浅草御屋敷へ御着、御老中御廻勤ノ処、御停止仰出サレ候ニ、如何トノ事ニ候ヘトモ、兎角上聞ニ達セラレサル義モナサレ難ク旨ニテ、相違セラレ候処、早速御目見、御側近ク召呼レ、諸人ニ替り参向御満悦ニ思召シ候トノ上意ノ由、此御道中ニテ、吉原駅人馬殊ノ外さしつかへ候テ、御立腹ノ上、一宿御拝領ナサレ、何茂御成敗ナサレ候由也

〔注釈〕

○御不例ノ時：「南越雑話」にはこの時の年紀はないが、同様の逸話を掲載する「国事叢記」「御家譜」「越藩史略」は寛永六年（一六三〇）のこととする。○品川御殿：現在の東京都品川区に所在した、徳川将軍家の別邸。鷹狩場訪問の際の休憩所として利用されたほか、海を一望できるその立地から軍事的な意味を持ち、江戸の防衛上重要な位置にあったと想定されている（『品川区立品川歴史館常設展示解説シート』）。○御目付中：目付は、江戸幕府においては旗本、御家人の監視や、諸役人の勤怠などをは

じめとする政務全般を監察した。しかしここでは諸大名の参向を停止する役割として「御目付」が派遣されているので、大名や高家、朝廷の監視を務める大目付を指すものか。○伊奈半左衛門：伊奈忠克（忠勝とも書く）。一六一七？～一六六五。関東郡代を務めた伊奈忠治の嫡男。伊奈家は天領三〇万石を支配する関東郡代を世襲し、大きな力を持った。○浅草御屋敷：忠昌が元和四年（一六一八）に拝領した福井藩邸。現在の台東区浅草橋一～二丁目に所在。忠昌の頃は龍口屋敷が上屋敷で、浅草屋敷が中屋敷であった。六代綱昌代の天和二年（一六八二）二月一日に焼失した浜町屋敷（上屋敷）が上地になった後代替屋敷が与えられなかったため、常盤橋屋敷が与えられる正徳三年（一七一三）まで、浅草屋敷が上屋敷として使用されていたと考えられる。○吉原駅：東海道を江戸から数えて一四番目の宿場で、現在の静岡県富士市に当たる。もとは海岸沿いに位置していたが、寛永一六年（一六三九）、延宝八年（一六八〇）の高潮を契機として、それぞれ内陸側へ移転している。この時は最も海岸線沿いの「元吉原」に位置しており、「国事叢記」にもその旨注記がある。

〔現代語訳〕

秀忠公が御病気の時、諸大名が秀忠公の元へ出向くことが禁じられ、品川御殿に御目付中、川崎には伊奈半左衛門が遣わされ、参向の大名方を差し止められていた。忠昌公は道中を早駈けて向かわれていたが、その様子をお聞きになり、川崎から舟に乗って浅草御屋敷へお着きになった。忠昌公は御老中方へ、秀忠公の御病氣を受けて江戸へ参上したのご挨拶に廻られたが、御老中方は「秀忠公への参向を禁止しているところであり、どうしたものか。とはいえ秀忠公のお耳に入れないということも難しい」ということで、様々な意見が出されたところ、秀忠公より早速面会のご指示があった。忠昌公は秀忠公の御側近くに召し呼ばれ、「諸人に代わり参ったこと、満足に思っている」と伝えられた。

またこの道中、吉原駅で人馬の配置に大きな支障があったので、忠昌公はご立腹なされ、宿場についての権限をもらい受けた上で、人馬とも御処置をなさったということである。

(田中伸卓)

下巻―第二二話

一 忠昌公御入国ノ後、秀忠公去冬国表ノ雪ノ様子如何程フリ候ヤト御尋遊サレ候処、扇幾タケフリ候ト御挨拶ニテ、何茂御詞感心仕候ト也

〔現代語訳〕

忠昌公が御入国された後、秀忠公が「去冬の領国の雪の様子はどの程度降ったのか」とお尋ねなされたところ、忠昌公が「扇ぐらいの丈が降りました」とお返事された。みなが忠昌公の御ことばに感心されたとのことである。

(九千房英之)

下巻―第二三話

一 龍ノ口御屋舗近所蒲生飛弾《(ママ)》守屋舗出火ノ時、御近所故御出馬遊バサレ、御下知ニテ無類焼、此時上使ヲ以テ火ノ様子御尋遊バサレ候処、忠昌公例ノ髭ヲナデ下知致サレ、火毛鎮リ申ベク様子ト達上聞候処、御感ニ思召シ候ト也

〔校訂〕

① 龍口 ↓ ⑤ 龍ノ口

〔注釈〕

○ 龍ノ口御屋舗：松平家（福井藩）上屋敷。現、東京都千代田区大手町（中巻第一話に「龍ノ口ノ邸」として既出）。拝領時期については、忠昌の高田藩主時代の元和五年（二六一九）（「家譜」）、寛永一〇年（一六三三）（「続片聳記」）「袖目金」「隆芳公御略記」の二通りが見える。なお、寛永九年刊「武州豊嶋郡江戸庄図」（国立国会図書館蔵）には、龍ノ口に「松平伊予」（松平忠昌）の屋敷地が掲載されている。○ 蒲生飛驒守：蒲生忠知。一六〇五（三四）松平中務大輔。伊予松山城主。寛永九年当時、龍ノ口付近に屋敷を構えていた（前出「武州豊嶋郡江戸庄図」）。○ 出火ノ時：火災が起きた時。本挿話は「国事叢記」「続片聳記」「隆芳公御略記」「越州御代規録」に記載がある。それらのうち年紀のある「国事叢記」では寛永九年（一〇年の立項なし）、「隆芳公御略記」「続片聳記」では寛永一〇年の出来事とされる。しかし、他藩の資料に寛永九年一二月に松平新太郎（岡山藩主池田光政）の屋敷から出火し、龍ノ口周辺の複数の大名屋敷が類焼した旨の記述が見える（前田家上屋敷（「本光国師日記」「天寛日記」「徳川実紀」「三壺記」「加賀藩史料」収載）、細川家上屋敷（「寛政重修諸家譜」）。火元とされる松平新太郎の屋敷は、当時、蒲生忠知の屋敷に隣接していた（各屋敷の位置関係については前出「武州豊嶋郡江戸庄図」参照）。一方で寛永一〇年にはそうした火災の記事がなく、加えて、同年に前田家、細川家ともに龍ノ口に屋敷を再建していることから、本挿話の「出火ノ時」は寛永九年の火災を指すと考えられる。とすれば、龍ノ口屋敷の拝領時期も、少なくとも寛永九年を遡り、「家譜」の記載にある元和五年と考えられよう。○ 上使：江戸幕府から諸大名などに上意伝達のために派遣した使者。この場合は三代將軍徳川家光の使者。○ 例ノ髭：「例ノ（いつもの）」とあるが、本

挿話のほかには忠昌の髭に触れた資料は見当たらない。しかし、東光寺（福井市）に伝来した肖像画には、口髭と顎髭をたくわえた忠昌が描かれている（『続・福井の肖像画』福井市立郷土歴史博物館、一九九四年）。なお、すでに元和九年には、戦国の気風を改め、旗本・御家人の狼藉を戒める一環で、鬚の禁令が出されていた（『台徳院殿御実紀』元和九年四月二六日条。次いで正保二年にも禁令が出され（『大猷院殿御実紀』正保二年七月一八日条、寛文一〇年（一六七〇）には、上下貴賤ともに髭が禁止された。

〔現代語訳〕

龍ノ口の御屋敷の近所の蒲生飛騨守の屋敷で火災が起きた時、御近所であつたので忠昌公が御出馬され、御指図なさつて類焼を免れた。このとき、家光公が上使を遣わして火事の様子をお尋ねになつたところ、「忠昌公が例の髭を撫でて指図され、火も鎮まつたような様子」と家光公の耳に届いたので、公が感心に思われたという。

（瓜生由起）

下巻―第二四話

一 忠昌公江戸ニ御座遊バサレ候節、將軍家ノ青山伯耆守、上意ニ背キ、五万石召放サルノ沙汰有シニ、忠昌公私語玉ヒシハ、食餌ハ人ノ命ヲ繋クモノナレバ、朝ニ勤ムル時ハ食過セバ食傷スル如ク、惣テノ業何ニヨラズ過タルハ及バサルニシカズトカヤ、諫争ノ老臣ハ国ノ大臣ナレバ、其諫モ入ルノ程ノアル事也、今雅楽頭・讚岐守ナド唯諫争申ベシサレトモ、其詞過ザル故ニイタミナシ、伯耆守ハノリヲ越テ言過タル故、却テ身ノ仇トナル、朝夕ノ食傷シ

タルト同シ心也、トノ玉ヒシト云リ

〔注釈〕

○青山伯耆守：青山忠俊。中巻第五〇話注釈参照。○將軍家：このときの將軍は三代の徳川家光。○五万石：青山忠俊は、元和六年（一六二〇）に一万石加増されて四万五〇〇〇石を領したので、その領知。○雅楽頭：酒井忠世。一五七二～一六三六。重忠の子。徳川家康・秀忠に仕え、元和三年、父重忠の死去にともない遺領を継ぎ、これまで恩賜された地をあわせて八万五〇〇〇石を領して上野国厩橋を治め、後に新田と合わせて二万石二〇〇〇石余りを領した。元和九年、家光に奉仕するようになり、土井利勝と幕政を運営した（『国史大事典』）。○讚岐守：酒井忠勝。一五八七～一六六二。忠利の子で、元和六年に徳川家光に仕えて側近となり、家光が將軍になると、寛永元年（一六二四）に老中、同一五年に大老になった。寛永四年には父の死にともない武蔵国川越八万石を領し、寛永一年に加増され、若狭小浜にて一二万三五〇〇石を領した。家光没後は家綱をよく補佐した（『国史大事典』）。

〔現代語訳〕

忠昌公が江戸にいらつしやつた時、幕府の青山忠俊が主君の意に背いて所領の五万石を没収する命がくだつた。忠昌公が秘かに話されたのは、「食事は人の命をつなぐものなので、朝出仕する時は食べ過ぎると嫌になるように、全てのことは何事も過ぎたるは及ばざるがごとしであるという。主君を諫める老臣は国の重臣なので、その諫言を聞き入れるのには限度がある。いま酒井忠世や酒井忠勝などは、ただ諫め申し上げても、その言葉が強すぎることはないから、害が及ばない。青山忠俊は分を越えて言葉が過ぎたので、かえつて当人に害となつた。朝夕の食事で食べ過ぎて嫌になるのと同じ心だ」と仰つたという。

（角 明浩）

下巻―第二五話

一 忠昌公、田安御門石垣御手伝人夫三千六百人遣サル処、江州中河内ニテ八百人雪ニウタレ死ス、御普請ノ内、秀忠將軍御成御座候節、本多伊豆守、永見志摩守、御目見仰付ラレ候処、伊豆、毛受ト、上意コレアリ、其後土井大炊頭、志摩守へ申サレ候ハ、其方事ハ長松院殿ノ御内緒ノコレ有ニヨリ、母方永見ヲ名乗候へトモ、天正十一年志津ヶ嶽合戦ノ時、柳ヶ瀬表ニテ伯父毛受庄介ハ、主人柴田勝家方命ニ替リ、馬印金幣ヲ請取、修理亮勝家はニ在ト名乗、討死シタリシ毛受庄介吉親ガ甥ナリシ由、度々上意ノ由、申聞ラレ候ト也

〔注釈〕

○田安御門：忠昌によつて寛永五年（一六二八）に普請が行われ（『国事叢記』、翌年に築かれた門。現代の東京都千代田区牛ヶ淵と千鳥ヶ淵との境に設けられた江戸城外郭門であり、昭和になつて修理され、石垣、門、枳形とも日本武道館の入口として現存。旧江戸城田安門として国指定重要文化財。○江州中河内：近江国中河内村。現在の滋賀県長浜市余呉町中河内。北国街道に沿う街村で宿が置かれていた。北国街道最大の難所。日本有数の豪雪地帯として知られ、雪崩による遭難が多かつた（『滋賀県の地名』平凡社、一九九一年）。○秀忠：寛永五年六月二十七日に、田安御門普請場へ上覽（『国事叢記』）。○本多伊豆守：本多富正。上巻第五話注釈参照。○雪に打たれ：『国事叢記』では「雪類に打込」とある。雪類は、ゆきなだれのことであり雪崩に巻き込まれたという意か。○永見志摩守：永見吉次。生

没年未詳（慶安三年（一六五〇））。初名毛受忠左衛門。そのため本文中、秀忠の呼びかけは「毛受」であると考えられる。結城秀康に召し出され、昌五歳の時に御守役を仰せ付けられ、大坂の陣前に徳川家康の上意により秀康の外戚の称号永見に改めた（諸士先祖之記）。なお、『知立神社古文書』（知立神社社務所、一九九六年）所収の「永見氏家譜」によれば「母者貞英女 毛受孫兵衛正興男貞重為猶子仕」とある。永見貞英（吉英）は、愛知県知立神社一七代神主。○土井大炊頭：土井利勝。天正元年（一五七三）正保元年（一五七三）一六四四）。系図では徳川家康家臣利昌の子だが、水野信元の子とも家康の子とも伝えられる。幼少時より家康に仕え、秀忠が誕生すると側近として仕えた（『朝日日本歴史人物事典』朝日新聞社、一九九四年）。○長松院：天正二（元和五年（一五七四）一六一九）。永見貞英の女。御万の方、池鯉鮒之御方。秀康の母（前掲『知立神社古文書』）。長松院とも記される（越藩史略）。○志津ヶ嶽合戦：賤ヶ岳の戦い。天正十一年（一五八三）、近江国伊香郡（現滋賀県長浜市）賤ヶ岳付近で起きた羽柴秀吉と柴田勝家の戦いのこと。○柳ヶ瀬：現在の長浜市余呉町柳ヶ瀬。柳ヶ瀬山（中尾山）の内中尾嶺は、賤ヶ岳の戦いにおいて柴田勝家が本陣を置いた場所。現在、玄蕃尾城跡となっている。○毛受庄介：尾張国春日井郡稲葉村人。諱は吉親。一二歳で柴田勝家に召し出されて後、小姓頭となる。賤ヶ岳の戦いにて、兄茂右（左）衛門とともに奮戦するが、柳ヶ瀬にて勝家が劣勢となり割腹しようとした折、毛受兄弟が北莊城にて切腹するようにおすすめ、身代わりとなつて討死した（『国事叢記』『越前人物志』）。○馬印金幣：金幣の馬印。伝柴田勝家所用金幣馬印が福井市の西光寺に伝わる。

〔現代語訳〕

忠昌公が田安御門の石垣普請手伝いのため、人夫三千六〇〇人を遣わされたところ、近江国中河内にて八〇〇人が雪に打たれて（雪崩に巻き込まれて）

死んでしまった。

「普請の間に徳川秀忠將軍が御成りになられた時、本多伊豆守と永見志摩守が謁見を仰せ付けられたところ、「伊豆、毛受」と言われた後、お言葉があった。その後、土井大炊頭が志摩守へ言われたことは、「その方の事は、長松院殿の親族の者であることにより、母方の永見を名乗っておられるけれども、天正一一年の賤ヶ岳合戦の時、本陣のある柳ヶ瀬にて伯父の毛受庄介は、主人柴田勝家の身代わりとなつて、馬印の金幣を受け取り、『修理亮勝家、これに在り』と名乗り、討死したという毛受庄介吉親の甥である由、度々將軍よりうかがつた」ということである。

(内田好美)

下巻―第二六話

一御宿某ハ北条家ノ侍也シガ、大神君へ奉仕シマダ不足ヲ申シ御暇ヲ乞ヒ捨ニシテ御家へ来リ名苗字モ改メズ相勤申候、元來軍者其上武功ノ者ノ由、大坂陣ノ前年ニ至リ亦御暇ヲ願ヒ秀頼へ参リ仕へシ、御陣前秀頼へ申上候ハ、今度越前ノ手へ差向ラレ彼手ヲ打崩シ候バ、越前国ヲ拝領仕度段申候得ハ、何分ニモトコレ有故、御宿何某ト改メ申候、御陣ノ宵ニイタリ野本右近方へ申遣候ハ、明日御手へ指向申候然ルベキ馬所持仕ラズ候、御馬屋ノ内御秘蔵ニハ候ヘトモ荒波ト申ス御馬拝領仕度候、御前宜ク申上玉ハリ度候様ニト申遣ケル、右近右之趣忠直公へ申上ケレバ、ニクキヤツメトコレアリ、御齒ガミヲナサレ候ヘトモ遣ハサレズ候テハ御ヲシミナサレ候様ニ候間遣ハサレ候様ニト右近申上候ニヨリ、翌日

其馬ニノリ討死致候ト也

〔注釈〕

○御宿某：御宿勘兵衛は「秀康給帳」では「御鉄炮頭衆」五〇〇石とあり、大坂の陣の際に三宿越前を名乗つて豊臣方につき、野本右近に討たれたとされる。御宿勘兵衛のような事情をもつ家康の元家臣を召し抱えることができたことを、大道寺友山は、越前家が諸大名とは異なり世上で「制外の家」とされるようになった五つの論拠のひとつとしている（『落穂集』巻四）。すなわち御宿のほか、芦田右衛門（加藤四郎兵衛）、天方山城、永井（長井）善左衛門はいずれも仲間を討つたり、少禄を不満としたりして立ち退いていた者を秀康が呼び寄せ、それまでの姓のまま家来にすることが許されたことを挙げてゐる。なお、春嶽公記念文庫本にはこの話の文末に「慶永六三云、三宿勘兵衛ト云フナルベシ」とある。上巻第六話注釈参照。○野本右近：後に玄蕃（姓名録）。「諸士先祖之記」には実名正則、「秀康公エ小田原於御陣小屋」で父将監とともに召し出されたとある。「忠直給帳」には、野本玄蕃一〇〇〇石が見える。上巻第六話注釈参照。

〔現代語訳〕

御宿某はもと北条家の侍であり、大神君家康公に仕えたが、いまだ満足できないといつて、御暇を請いながらその諾否も聞かずに越前家へやってきて、姓名もそのままに奉公していた。元來軍巧者であり、実際に武功もあつたといふことで、大坂冬の陣の前年になってまた御暇を願ひ、豊臣秀頼の元に参上し仕えた。

そして夏の陣の前には「この度わたくしを越前勢攻めに差し向けられ、かの手勢を打ち崩したならば、越前国を拝領仕りたい」と申し上げた。秀頼は「いかようにも」とのことであつたので、御宿は名を某（御宿越前）と改めた。

さらにその陣の前夜に至つて、野本右近方へ申し遣わしてきたことには

「明日、御手へ差し向けるにふさわしい馬を所持しておりません。御馬屋内の秘蔵ではありましようが、荒波と申す馬を拝領いたしたく存じます。忠直公の御前へよろしくお伝えください」とのことであった。右近がその趣意をお伝えすると、忠直公は「憎きやつめ」とおっしゃられ歯ざしりされたが、右近は「馬を与えなければ、物惜しみしたように思われますので遣わされなさるよう」と申し上げたので、翌日、御宿はその馬に乗って討死したということである。

(柳沢美美子)

下巻―第二七話

一 光通公御幼少御定府ノ節、御家老酒井与三左衛門相詰罷在候処、或時霊岸島御屋敷ヨリ船ニテ御遊御座候テ、御供致サレ候処、狼藉者大勢御舟ニ障リ慮外致シ候ニ付、御船ヨリ松平万千代舟ノ由叱リ申聞候ヘドモキ、入レズ、ナニ万千代ジャヤナド、タワムレ、イヨ、慮外致シ候ニ付、与三左衛門詞ヲワラゲ、各万千代舟ト御覽候テ、御出ト相見ヘ候、万千代大慶候、随分御馳走申候様ニト申聞候ニテ、色々馳走コレ有候ヘバ皆々酒ニ酔タワムレマギレニ御船ヲ段々御屋敷下ヘ漕ヨセ、首尾ヨク御船ヲ下リ奉リ、狼藉者ヲ一人モ残ラズ切捨候由也

〔注釈〕

○定府：じょうふ。光通が幼少期、江戸にいた時のこと。光通は承応二年

〔現代語訳〕

(二六五三) 六月一〇日に越前に初入国するまで江戸に在府していた。○酒井与三左衛門：諱は重成で、小隼人、外記とも称している。「諸士先祖之記」によると父を左衛門大夫重元といい(「国事叢記」では左衛門大夫長勝としている)、母を久鳥伊賀守道随(北条綱房カ)の娘で向といった。重元の没後、向は結城に召し出され、後に忠昌の乳母となった。当時幼かつた重成も忠昌付きとなり、上総姉崎以来奉公し、大坂の陣でも出陣している(「国事叢記」続片聿記)。「忠昌給帳」では一五〇〇石、光通給帳では七七五〇石(内二二五〇石 与力一五人)となっている。博識で才量があったので知行が増えていき、家老となった(「越藩史略」)。寛文四年(一六六四)八月二日死去。○霊岸島御屋敷：現・東京都中央区新川二丁目。福井藩の中屋敷で、寛永十一年(一六三四)に忠昌が拝領した。○松平万千代：松平光通の幼名。

光通公が幼少で、定府だったころ、御家老の酒井与三左衛門が江戸詰でいた。あるとき霊岸島の屋敷から、光通公が船で遊びに出られて、与三左衛門がお供したところ、狼藉者が大勢船の邪魔をし、無礼を働いた。船から「松平万千代の船である」と叱り申し聞かせたけれども聞きいれず、「この万千代じゃあ」などと戯れて、いよいよ無礼をした。与右衛門は言葉をやわらげ、「おのおのは万千代の船とご覧になられて、お出になったとみえる。万千代はたいへん喜んでおり、『大いに馳走するように』と申し聞いた」ので、いろいろもてなしをした。皆々が酒に酔い興じているのにまぎれて、御船をだんだん御屋敷下へ漕ぎよせ、首尾よく万千代を御船から下ろし奉り、狼藉者を一人も残らず切捨てにしたとのことだ。

(九千房英之)

一光通公御定府ノ時分、杉田壱岐御国表ニテ甚儉約致候様御聞遊バサレ、江戸表ニテ御意遊バサレ候ハ、御台所ノ火タキ所ヲヘツヒニ仰付ラレ候ヘバ、格別御物入モ少ク候由ニテ仰付ラレ候、然ル処御用コレ有候テ、壱岐江戸表へ罷出ラレ候処、御意遊バサレ候ハ国表ニテ甚タ儉約致シクレ候段、御満悦ニ思召レ候、コレニ依テ、此間火タキ所ヲヘツヒニスレバ、物入モ少ク候由聞候ニ付申付候旨、御意遊バサレ候処、御前ニテ御返答仕ラズ候ヒテ退出ノ時、御台処へ罷出、唯今ノ内荒子共ニ鶴ノハシナドヲ持テ參ルベキ由申聞ラレ候処、皆々驚キ不承知ノ体ニ相ミヘ候処、壱岐刀ニ手ヲカケ、猶予イタス面々ハ誰々ト申サレ候ヘバ、皆無是非破壊イタシ候処、御前御聞遊バサレ、以ノ外御機嫌ソソジ、早速壱岐ヲ召レ、御叱リ遊バサレ候処、壱岐申上ラレ候ハ、御国表へ入ラセラレ候テハ、御政事ノミ遊バサレ然ルベク候、カヨウナル小細ノ義ハ、此壱岐ニ御任セ遊バサルベクト申上ラレ候ヘバ尤ノ義ト仰ラレ候ト也

〔注釈〕

○杉田壱岐…上巻第二七話注釈参照。○ヘツヒ…へつつい。竈のこと。○荒子…あらしこ。土分や卒より下級の武士。○鶴ノハシ…堅い地面などを掘り起こすための、先端が細く尖り、柄の付いた鉄製の道具。ツルハシ。○猶予…疑い、ためらうこと。ぐずぐずして、実行しないこと。○小細…些細の意か。

〔現代語訳〕

光通公が江戸在府のとき、杉田壱岐が国許でとても儉約に努めている様子だと、光通公がお聞きになった。そこで、光通公が江戸で「命令なされ、藩邸の御台所の火焚き所をへつついにするようにとの仰せであった。このようにおっしゃるのは、格段にご出費も少なくて済むとお考えから仰せつけられたのであった。そうしたところ、御用があつて、壱岐が江戸へやつてきた。光通公がおっしゃったことには、壱岐が国許でとても儉約に努めてくれているので、ご満悦に思われているとのことだった。ところで、先ごろ、火焚き所をへつついにすれば、出費も少なくなるとお命じになった旨を、光通公は壱岐にお問いになった。壱岐は光通公の御前ではご返答せず、藩邸を退出する時、御台処へやつてきて、「今すぐ荒子たちにつるハシなどを持ってこさせなさい」と言つて聞かせたところ、その場にいる皆々驚き、不承知の様子であつた。壱岐は刀に手を掛け、「躊躇する面々は誰々だ」と申されたので、皆で仕方なく破壊した。このことを光通公もお聞きになり、とんでもないことだとご機嫌を損ね、早速壱岐を召し出し、お叱りになった。壱岐が申し上げたのは、「お国許に入られたときは、お政事のみなさるのが当然です。このような些細なことは、この壱岐にお任せください」と。このように壱岐が申し上げると、光通公は「もつともなことだ」とおっしゃたということだ。

(石川美咲)

下巻―第二九話

一光通公御定府ノ節、御国目付參ラレ候テ、御本丸登城ノ節、狛伊勢、初皆々御馳走トシテ出ラレ候処ニ、壱岐モ其中ニコレ有処、御目

付衆御咄ノ上、御家老中ニ御尋問候ハ、御城廻リノ矢ザマハ、如何程コレ有ベクヤト問レ候処、皆々返答迷惑ノ躰ニ見得シ処ニ、末席ヨリ忝岐進ミ出テ、申サレケルハ、矢ザマ数ノ義、大躰寛居候ヘトモ、公儀ヨリ御尋ニ御座候ヘバ、尚又吟味致シ申上ベク候、亦御自分様御尋ノ義ニ御座候ハ、御大切ノ御城ノ義、容易ニ矢サマ数、申上カタキ旨、申サレ候ヘバ彼御目付衆、偕々卒忽ノ御尋問申候トテ、御免下サレ候様ニト申サレ候ト也

〔注釈〕

○国目付：幕府が諸藩に臨時的に派遣した監察役人。国目付の発遣にあたっては、大名に宛てて將軍の黒印条目が発せられるとともに、国目付に対し、公儀の權威をもつて私の奢りを凶らぬこと、内政に干渉せず「国中仕置」の良否を調査し報告することなどを命じた下知状が下付された（『国史大辞典』）。○狛伊勢：上巻第二八話注釈参照。○矢ザマ：矢狭間。城壁や櫓などの内側から外をうかがい、矢、鉄砲、大筒を放つための小窓（『日本国語大辞典』）。

〔現代語訳〕

光通公がまだ江戸におられたとき、国許に幕府から国目付が派遣されてきた。福井城の本丸に登城された際、狛伊勢をはじめとする家老たちがお相手をし、忝岐もその中に加わっていた。目付衆はご相談なさったうえで家老たちに、「福井の御城まわりの矢狭間の数はどれくらいあるのですか」と尋ねられた。みな返答にとまどう様子だったところで、末席より忝岐が進み出て、「御城の矢狭間の数についてはだいたい覚えておりますが、公儀としてのお尋ねであれば、もう一度調べてから申しあげます。また、皆様方ご自身としてのお尋ねであれば、大切な御城のことについてであるため、

たやすく矢狭間の数は申し上げられません」ということを申しあげた。すると目付衆は「さてさて、軽はずみなことを尋ねてしまった」として「許されよ」と仰ったそうだ。

（中村 賢）

下巻―第三〇話

一杉田忝岐段々立身致サレ候テモ、狛伊勢ハ毎モ台所ヨリ御出入ノ者ノ体ニテ恭シク致サレ候ニ、御家老ニ仰付ラレ候日、直ニ狛ヘ参ラレ、駕ニテ門迄参リ、偕々冠へ上ラレ、今迄トハ違ヒ甚大クワヒノ様子ニテ口上ヲ述ラレ候テ退出ノトコロ、取次ノ者トモ大キニ嘲リ、今迄丁寧至極ノ処、今日ノ体ハ如何ト心得候ヤナゾト色々口々嘲候テ、伊勢帰ラレ候ニ付取次ノ者忝岐カク々ト口上ヲ述ヘ、偕々今日ノ様子無礼千万ト申候処、伊勢申サレ候ハ、先々見合セ、皆其方ラガ心得トハ格別ノ事也ト申サレ候、暮時ニ至リ、忝岐常ノ如ク台所口ヨリ入候テ、次ノ間ニテ脇指ヲトリ、伊勢ヘ対面申サレ候処、伊勢夫ニテハ御談合致ガタキト申サレ候故、夫ヨリ脇指ヲサシ、其俣応対シ候ト也、伊勢家来トモ皆々甚感シ入り候ト也

〔注釈〕

○杉田忝岐：上巻第二七話注釈参照。○狛伊勢：上巻第二八話注釈参照。

〔現代語訳〕

杉田忝岐は段々と栄達を重ねながらも、狛伊勢に対しては常に台所から

出入りする者のように振る舞い、うやうやしく接していた。

沓岐が御家老に仰せ付けられたその日、沓岐はただちに狛伊勢の屋敷へ向かい、駕籠にて門まで参り、それから玄関へ上り、今までは違つて非常に立派な態度で口上を述べて退出したところ、取り次ぎの者どもは沓岐を大いに嘲り、「沓岐は今まで丁寧極な方であったが、今日の態度はいかかな心構えであろうか」などと、いろいろと口々に嘲った。そこに伊勢が帰宅し、取り次ぎの者は「沓岐はかくくしかじかと口上を述べましたが、それにしても今日の様子は無礼千万でございました」と申し上げたところ、伊勢が諭すには、「まずは様子を見てみよ。沓岐の心構えは、全てにおいてそなたらとは格段の違いがあるのだ」と申された。

暮時に至り、沓岐はいつものように伊勢の屋敷の台所口から入り、次の間で脇指を取り外し、伊勢に対面しようとしたところ、伊勢は「そのままではお話し合いがやりにくくなりますぞ」と申されたので、沓岐は脇指を差し、そのまま対応したとのであった。伊勢の家来どもは、沓岐と伊勢の様子に皆々深く感じ入ったという。

(山田裕輝)

下巻―第三一話

一 光通公江戸ニ御座遊バサレ候節、堀田上野介正信ガ居城へ立退シ時、小扨従何某トカヤ只一騎乗立テ押続キ佐倉迄供イタシケル、幼少ノ志ヲ諸人感ジテ、此小童ヲ旗本歴々取持中ニモ、石谷十蔵【後号将監】越前守殿コソ召抱ラルベケレト頼申入ラレ、夫トモ、ニハカ行カサレバ、或時直ニ申サレ候処、光通公御挨拶アリケル、

召抱ヨト候ハ、召抱ベシ、上野介ガ供ヨク仕タルトテノ義ナラバ

抱申マジ、我家来トテモ、後ヲ尻目ニカケテ召仕フ輩始メ、家中ノ侍我ラニ後レテ残ル志ノ者一人モナキ故、外ニ求ルニアラズト宣ヒシト也

〔注釈〕

○堀田上野介正信：一六三一―一六八〇。下総佐倉藩主。万治三年（一六六〇）、幕政を批判し幕府に無断で佐倉へ帰国したことにより改易され、飯田藩預かりとなる。「居城へ立退シ時」はこの事件を指すか。寛文二年（一六七二）小浜藩預かりとなり、「拾権雑話」によれば名田庄の滝谷村に屋敷があった。のちに素行不良から徳島藩預かりとして監視下に置かれ、徳川家綱に殉死した（『国史大辞典』）。○小扨従：扨従は貴人につき従うこと、またはその人（『日本国語大辞典』）。小姓。小が冠されるのは、その中でも年齢が低いことを意味するか。○佐倉：下総国印旛郡。現在の千葉県佐倉市。佐倉城が置かれ、佐倉藩の拠点となった。○石谷十蔵：一六七二。実名は貞清。慶長十四年から徳川秀忠に仕官。大坂夏の陣や島原の乱に従軍し功績をあげた。慶安四年（一六五一）に江戸北町奉行に任命され、左近将監を名乗る（『寛政重修諸家譜』）。

〔現代語訳〕

光通公が江戸にいらつしやるころ、堀田上野介正信が居城へ立ち退いた。小姓の何某とかいうのがただ一騎、無理に正信に付いて佐倉まで供をした。幼少の志をみな感じて、この小姓を旗本の歴々で世話していたところ、石谷十蔵（後に将監を号する）が、越前守殿こそこの子童を召し抱えるべきだと申し入れた。しかし事はすぐに運ばなかつたので、ある時直接言った。光通公は「召し抱えろというのであれば召し抱えよう。上野介の供をよく仕えたからという理由であれば召し抱えまい。私の家来であつても、後の

ことを無視して召し使う者をはじめ、家中の侍で私たちに後れをとってしまふ志の者は一人もない。だから家来を外の人材に求めないのだ」と答えた。

(徳満 悠)

下巻―第三二話

一 大猷院様御他界ノ時、光通公大広間ニシテ、大納言様、未御幼少ナレバ、萬一此節ヲ伺フ者モ候ハゞ、某討テ差上ベクト、諸侯ヲ憚カラズ、大音ニテ宣ヒシトナリ、又上州館林、典厩様、城地御拝領ノ時、館林様へ、御ヨロコビトシテ、御出ノ処、御熨斗鮑取ラレ下サレ候由、光通公御出遊バサレ候時モ、右ノ如ク相見ヘ御小姓トモ持出候ヘバ、御熨斗鮑ヲ是ヘト仰セラレ、御祝ナサルベクトテ、御自身御トリナサレ、入セラレ候テ、御意遊バサレ候ハ、御主人二人ハ、御持ナサレズ候故右ノ通ト仰セラレ候ト也

〔校訂〕

①ノ玉ヒシ↓⑤宣ヒシ

〔注釈〕

○大猷院様：徳川家光の諡号。○大納言様：徳川家綱。○上州館林：館林徳川家のこと。寛文元年（一六六一）に徳川綱吉が館林に旧領と合わせて二五万石に封じられたことから成立。典厩は綱吉が叙任した右馬頭の唐名（国史大辞典）。○熨斗鮑：鮑の肉を薄くはぎ、引きのばして乾かしたもの。古くは食料に用い、後には儀式の肴とし、進物などに添えて贈った（『日本国語大辞典』）。

〔現代語訳〕

大猷院様がお亡くなりになられたとき、光通公は大広間にて、「大納言様はいまだご幼少なので、万一このときを狙うものがあるならば、自分が討ち取って差し上げよう」と諸侯を憚らず、声を大にして述べられたという。

また、上州館林に典厩様が城地を拝領したとき、諸侯がお喜びとしてお出でのところ、典厩様は熨斗鮑を下されたそうである。光通公がお出でになった時も同じようすで、小姓たちが熨斗鮑を持ち出そうとしたところ、光通公は「熨斗鮑をこちらに」と仰せられて、お祝いなされようとし、ご自身が熨斗鮑をお取りになり、入っていかれた。そのおほしめしは、「主君を二人は持たぬため、そのようにしたのだ」と仰せられたということである。

(中村 賢)

下巻―第三三話

一 光通公御簾中ハ越後少将光長公ノ御姫君也、御法号清池院殿ト申奉ル、武家第一ノ御歌人ニテ堂上ニテハ東小町ナド、仰ラレ候由、御歌二

佞人進て賢人隠るといふ心を

青葉のみ数そふやまのおそさくら

はなはしけみのうちにかくれて

御辞世

よきことをきはめつくしてよきにいま

かゑるうれしきけふのくれかな

ト御詠歌之多クコレアリ候ヘトモ略之

〔校訂〕

①清地院↓⑤清池院、①御詠歌也多ク↓⑤御詠歌之多ク

〔注釈〕

○御姫君：国姫のこと。父の松平光長は越後国高田藩主で忠昌の子。「御家譜」によれば、国姫が亡くなったのは、寛文十一年（一六七二）三月二十八日のことで、遺骸は西窪の天徳寺に葬られたほか、増上寺に位牌が安置され、高野山と永平寺に石塔が建立された。四月二日には、上使の朽木伊予守が遣わされている。また、国姫の和歌は法皇御所にて覧に入れられ、勅点が付される予定であった。国姫が亡くなった後、この時の詠草と後西院の和歌などが、国姫の和歌の師であった照光院の門主より光通に送られている。○東小町：「小町」は小野小町のこと。歌人として名高い小野小町になぞらえて、京から見えて東国にある小野小町という意味。○佞人：口先が上手で、心のよこしまな人。へつらう人。○数そふ：数がふえる。多くなる。

〔現代語訳〕

光通公の奥方は越後少将光長公の姫君であった。御法号は清池院殿とおっしゃる。武家第一の歌人として、朝廷では「東小町」などと呼ばれておられたとのである。清池院殿の歌に

佞人が出世して、賢人が重用されないことについて

青葉のみ数そふやまのおそさくら

はなはしけみのうちにかくれて

御辞世として

よきことをきはめつくしてよきにいま

かゑるうれしきけふのくれかな

というものがある。詠まれた歌は数多いが、これは略す。

（橋本紘希）

「南越雑話」輪読会 「南越雑話」(一〇)

下巻―第三四話

一 光通公御代、松平治平悱九郎右衛門、狂気シテ門外へ出、往来ノ男女ヲ傷ケ、向屋敷本多源五右衛門宅ニ駈入り、源五右衛門ヲ殺害ス、源五右衛門悱武兵衛、件ノ様子ヲ中村政右衛門稽古所ニテ聞キ早速カケ付、九郎右衛門ヲ打留ルト云リ

〔注釈〕

○本多源五右衛門：本多直章か。三河国に生まれ、元和四年（一六一八）に信濃国で召し出される（「諸士先祖之記」「姓名録」）。○本多武兵衛：諱は直頼。直章の子。承応元年（一六五二）六月に家督を継ぐ。「光通給帳」「綱昌給帳」によると二五〇石。延宝六年（一六七八）二月五日に五〇石加増合わせて二〇〇石となるが、貞享三年（一六八六）半知となる。同四年八月一六日に京都役を命じられた（「諸士先祖之記」「姓名録」「藩士履歴」）。○中村政右衛門：中村市右衛門尚行の誤りか。尚行は寛文九年（一六六九）家督を継ぐ（「諸士先祖之記」「姓名録」）。一方、子の政右衛門行儔は延宝八年（一六八〇）八月二五日に一五〇石で家督を継ぎ、貞享の半知を迎えた（「諸士先祖之記」「姓名録」「藩士履歴」）ことから本文の「政右衛門」では光通の時代に合わない。「越前人物志」「南越見聞雑話」などには、鎌宝蔵院流槍術師範の中村市右衛門が笹治刑部に切紙を許したことを憤り、谷崎忠左衛門や葉島茂兵衛、水野源七、本多武兵衛が刑部に挑み打ち負かされたとある。笹治、水野は、光通の御代に家督を継いでおり（「諸士先祖之記」「姓名録」）、谷崎も「光通給帳」に名があることから、本話の「中村政右衛門」は市右衛門尚行と考えられる。尚行は綱昌に槍の指南を行っており、その父八太夫重行は、光通の槍の師範、祖父市右衛門尚政は、秀忠

の時代に武芸の達人が江戸に集められた上覧の際に、流儀の槍入を披露した人物（『諸士先祖之記』『姓名録』『藩士履歴』）。

〔現代語訳〕

光通公の御代に松平治平の息子である九郎右衛門が、乱心して門外へ出て、往來の男女を傷つけ、向いの屋敷の本多源五右衛門宅に駆け入り、源五右衛門を殺害した。源五右衛門の息子である武兵衛は、その様子を中村政右衛門の稽古所で聞いて、すぐに駆け付けて九郎右衛門を討ち取ったという。

（角 衣利奈）

下巻―第三五話

一 江口石見守、始丹羽長秀ノ家ニ仕ヘテ度々ノ武功アリ、就中浅井繩手合戦ノ時、比類ナキ働キ世人知ル処也、此頃ハ三郎右衛門ト云シガ、関ヶ原落去ノ時、丹羽長重領地召放サレ、江戸ニ出テ幽居ノ身ト成シカバ、江口ハ越前へ召出サレ、初知一萬石下サレシニ、其頃朝倉犬也ト云人、是モ武功ノ者ナレトモ小祿ナレバ、江口ガ大祿ヲ猜《ソネン》テ、手柄ノ高言シテ江口ヲ恥カシメケルニ、江口云様ハ、某ナドガ心掛タル武功ト云ハ、鎗先ニテ一人ノ敵ヲ討ラバ申サズ、采幣ヲトリテ人ヲツカヒ勝利ヲ得ルコトコソト申候ヘバ、犬也辞ナクシテ、貴客ハ江口ノ君ノ幽霊カトイヘバ、江口答テ、其方ハ朝倉ノ犬ニテ候カ、犬ニハ相応ノ手柄クラベナリト云シトゾ、然ルニ江口後ニハ丹羽家再ビ領知下シヲカレ候時、彼家へ帰参シテ今二三郎右衛門ト称シケルト也

〔注釈〕

○江口石見守：諱は正吉。通称は三郎右衛門。本国は若狹。生国は近江とされる（『丹羽家譜伝』『丹羽系譜并年譜』。織田信長の宿老丹羽長秀に仕え、天正一三年（二五八五）に長秀が亡くなると若齡の当主長重を支えた。関ヶ原の戦いの後、丹羽家の所領が一時没収されると結城秀康に仕え、御普請与頭として一萬石を下された（『秀康給帳』）。○浅井繩手合戦：慶長五年（二六〇〇）八月、関ヶ原の戦いの直前に小松城主丹羽長重と金沢城主前田利長が加賀国能美郡浅井（石川県小松市）で戦った「浅井殿の戦い」のこと（『新修小松市史第一〇巻 図説こまつ歴史』石川県小松市、二〇一〇年、以下「図説こまつ歴史」）。○比類ナキ働キ：浅井殿の戦いで江口正吉の部隊が、前田方の殿を務めた長連龍の部隊に奇襲を仕掛け、九人の武将を討ち取ったことか（『図説こまつ歴史』）。この時の武功が江戸時代によくの軍記物を通じて伝えられたことで、正吉は後世に丹羽家の軍師と語られるようになった。○丹羽長重：一五七一～一六三七。加賀守。通称は五郎左衛門。長秀の長男で、天正一三年に一五歳で父の遺領を継いだ。○羽柴秀吉によって加賀国松任（白山市）四萬石に減じられる。後に同国小松一二萬五〇〇石に転封。関ヶ原の戦いの後に領地を一時没収されたが、その後許されると陸奥国棚倉藩（福島県棚倉町）を経て、寛永四年（一六二七）に同国白河藩（同県白河市）一〇万七〇〇石に封じられ初代藩主となる（『三百藩藩主人名事典 第一巻』新人物往來社、一九八六年）。○朝倉犬也：諱は「景隆」「景澄」（朝倉氏系譜）「国事叢記」。能登守（相州文書）。初名は右馬助（北条家所領役帳）。越前朝倉氏の支流で、相模国を拠点に後北条氏の家臣として勢力を拡大した一族のもとに生まれた（『寛政重修家譜』。志村平治『相模朝倉一族』戎光祥出版、二〇二二年）。犬也は、三浦郡浦郷（神奈川県横須賀市）を本拠とする武勇にすぐれた弓馬の達人とされる（『北条五代記 卷第一（万治版）』、以下「北条五代記」）。天正一八年

の小田原攻めで浪人となり(「北条五代記」)、その後秀康に召し出され「役無業」として六〇〇石を下された(「秀康給帳」)。浪人になった頃、入道して法名を名乗ったとされる。法名は「犬也」「見也」(「朝倉氏系譜」「北条五代記」)または「丈也」とも(「秀康給帳」)。管見の限り、同時代の法名を伝える史料を確認できず、また「犬」と「丈」の字の崩しが似ており(「日本永代蔵」「傾城買四十八手」など)、どれが法名かは定かではない。ただし一族に伝来する系譜に「犬也」の記載があること、また『集註小田原衆所領役帳』(東京市役所、一九三六年)において「秀康給帳」に記載がある朝倉氏を「犬也」と翻刻していることから、法名は「犬也」と記す可能性が高い。○江口ノ君ノ幽霊：謡曲「江口」に登場する遊女江口の君の亡霊か。この謡曲は観阿弥作の原曲を世阿弥が改作したとされるもので、平安後期に摂津国江口(大阪市東淀川区)の遊女妙と西行が歌問答をしたという伝説を脚色して作られたという。伝説の内容は、西行が江口の里で一夜の宿を求めたところ遊女妙に断られ、それに抗議する歌を詠んだところ、機知に富んだ返歌で言い込められてしまったというものである(『日本国語大辞典』)。本話では、犬也が自身の武功を大げさに示し、江口を陥れようとしたところ、江口が武功について理知的な考えを示したことで言葉の失ったさまを、犬也が謡曲「江口」に登場する遊女の亡霊になぞらえて発言したと考えられる。○帰参：丹羽家の白河藩転封の際、江口正吉の子正信が再び丹羽家の重臣として召し出されたとされるが(『二本松藩史』二本松藩史刊行会、一九二六年)、本話によれば正吉も同時に帰参したことが推測される。

〔現代語訳〕

江口石見守は、初め丹羽長秀の家に仕えて度々の武功があった。特に、浅井暁の合戦の時の比類なき活躍については、世間の人が知るところである。この頃は三郎右衛門といった。関ヶ原の戦いが終結した時、丹羽長重

は領地を取り上げられ、江戸に出て幽居の身となった。一方、江口は越前へ召し出され、初め領知一万石を下された。

その頃朝倉犬也という人がおり、この人も武功を立てた者であるが、小禄であった。(犬也は)江口の大禄に嫉妬し、自身の手柄を大げさに言って、江口に自分の手柄の方が小さいと思わせて恥をかかせようとした。江口は「私などが心がける武功というのは、槍先で一人の敵を討つことをいうのではなく、采配をとって勝利を得ることこそが武功である」と言った。犬也は言葉の失い、「あなたは江口の君の幽霊か」と言うと、江口が答えて「その方は朝倉の犬であるか。その方にとっての手柄が敵を討つことであるというなら、動物の犬と同程度の手柄比べだ」と言ったということである。

江口は後に丹羽家が再び領知を下された時、回家へ帰参し、三郎右衛門と称して今に至るといふことである。

〔参考〕

「南越雑話」上巻第一七話と「国事叢記」に類話が採録されている。内容はほぼ共通しているが、登場人物が異なり、本話でいう江口石見守は久世但馬守(一万石、御普請与頭)とされ、朝倉犬也は大井田監物(御番与衆、四〇〇石)や石川佐左衛門(御馬廻衆、一〇〇〇石)らの人物とされている。なお「国事叢記」では「久世と大井田・石川らの争論は江口石見守と朝倉犬也の争論であるともいわれる」としているが、それに登場する江口は江口正吉の子石見守元近であると記載している。

(水野佑一)

下巻―第三六話

一雨森伝左衛門初長助トテ、秀吉公ノ臣也シガ、大坂落城ノ後浪人

シテ在ケルガ、其後公儀ヨリ大坂浪人何方ナリトモ奉公御免ノ旨
 仰出サレ、伝左衛門モ加州へ召抱ラルノ旨、福井ヲ通り水野小刑
 部方ニテ四方山ノ咄ノ序ニ大坂御陣ノ節越前家ノ大切、殊ニ忠昌
 公御働ノ様子、委細咄申処、其席ニ猪子六左衛門トテ御小姓相勤
 候者罷アリ承リ、翌日忠昌公御前ニテ御咄ノ序ニ申上候ハ昨夜ハ
 珍敷人ニ逢ヒ、大坂御陣ノ咄承申候、忠昌公御尋遊バサレ候ニ付、
 雨森伝左衛門トテ、大坂浪人ノ由、大坂御陣場ノ様子、委細物語
 仕候ト申上候ヘバ、夫レハ召抱タキト御意遊バサレ候処、六左衛
 門申上候ハ、今朝金沢表へ出立仕筈ニ御座候ト申上候ニ早ク小刑
 部方へ罷越相談イタシ、相留申候様ニ仰イタサレ、若相止リ申サ
 ズ候ハ其方トモ急度申付ベクト仰ラレ候ニ付、直ニマカリ越候、
 今朝出立ノ由、夫故兩人早駈ニテ追掛候処、細呂木御関所辺ニテ
 追ツキシカゞ、ノ訊申聞候処伝左衛門是非加州へ罷越候段申聞候
 ヘトモ、兩人申候ハ左様候テハ、兩人ノ不調法ニ相成候間、幾重
 ニモ御取持仕ベク候間、御帰リ玉ハリ候ヨウニ相頼候ニ付、福
 井へ又カエリ申出サレ候ハ、召抱ラルベク候間三百石下サル
 ヘクノ旨仰出サレ候処、御受申上又四百石ト仰出サレ候ヘトモ、
 加州エハ千石ニ召抱ラルベキノ旨故御受仕難ト申上候ニ付、亦又
 仰出サレ候ハ左様候ハ、足輕二十人御預成サルベクト仰出サレ候
 処、有ガタキ仕合トテ、御受仕候ト也

〔注釈〕

○雨森伝左衛門：「国事叢記」には、松岡藩の「雨森伝左衛門弥五右衛門

ト始云」が四〇〇石、その祖父出雲守が秀頼に仕え一〇〇〇石、「父三右衛
 門加州通しを水野内匠方ニ留置、猪子平左衛門御耳達被抱」とある。雨森
 弥五右衛門家の歴代の当主は後に伝左衛門を名乗った（姓名録）。そのた
 め出雲守と三右衛門も伝左衛門を名乗ったと考えられる。後年の軍記物に
 なるが「増補難波戦記」常山紀談で、秀頼の物頭であった雨森伝左衛門は、
 大坂夏の陣の際に毛利勝永の旗下、五月七日に天王寺口で本多忠朝を討ち
 取ったと伝えられている。○大坂浪人：慶長二〇年（一六一五）五月の大
 坂落城後、牢人の探索が地方まで行われた。七月豊臣古参の家臣を家康が
 召し抱え、以後牢人の仕官が許される場合もあった。元和九年（一六三三）
 閏八月二八日京都所司代板倉重宗は新参の者も召し抱えてよいとした（渡
 邊大門『牢人たちの戦国時代』平凡社新書、二〇一四年）。○水野小刑部
 …名は勝直。小姓、一〇〇〇石。水野五左衛門正秀の二男。父子共に寛永
 一六年（一六三九）に召し抱えられる（『諸士先祖之記』。「国事叢記」は
 小刑部を内匠としており、内匠は寛永一一年（一六三四）忠昌上洛に随行
 している。正保二年（一六四五）忠昌の死去により、八月一九日に殉死し
 た七人のうちの一人。水野は鎮徳寺に埋葬された。辞世「夏すぎて秋もな
 かばの月影に光もさすや君のおも影」（『続片聳記』。「片聳記」では殉死時
 に一九才、『続片聳記』では三才。○猪子六左衛門：「国事叢記」では猪
 子平左衛門一信。明暦三年（一六五七）没。四五〇石（忠昌給帳）。松岡
 藩で五五〇石、物頭持筒三〇人。慶安三年（一六五〇）隠居。（『続片聳記』）。
 ○細呂木御関所：加越国境の関所で、旧北陸道の細呂木川（観音川）にか
 かる橋のたもとに置かれた。足輕二人が詰めていた（『福井県の地名』）。

〔現代語訳〕

雨森伝左衛門は、初め長助といい、秀吉の家臣であったが、大坂落城の
 後に浪人となっていた。その後、幕府から大坂浪人はどこにおいても奉公
 が許されることになり、伝左衛門は加賀藩に召し抱えられることとなった。

その道中に福井を通り水野小刑部の所に来て、話の冒頭に大坂の陣での越前家の活躍の様子、中でも忠昌公の働きを詳しく話した。その席に猪子六左衛門という小姓がおり話を聞いていた。

翌日、猪子は忠昌公の御前でお話のついでに「昨夜は珍しい人に会い、大坂の陣の話をお聞きました」と話した。忠昌公がお尋ねになったので、「雨森伝左衛門という大坂浪人で、大坂の陣場の様子を詳しく語っております」と申し上げた。忠昌公が「それは召し抱えたい」と仰るので、「六左衛門は今朝金沢表へ出発する予定です」と申し上げた。「すぐに小刑部の所に連絡して、相談の上出発をやめさせるように」と仰せになり、「もし止められなかった場合は、二人とも必ず処罰する」と仰ったので、六左衛門はすぐに向かった。今朝出発したため、六左衛門と小刑部は早駆けで追いかけて、細呂木関所の辺りで追いついた。二人は経緯を話したが、伝左衛門は「ぜひとも加賀藩へ行きたい」と言い、二人は「それでは、我々の過失になる」と話し、「丁重に仲立ちをするので、お戻りになるように」と頼んだ。福井へ戻る時に忠昌公から、召し抱える時には三〇〇石を下さるとのお話をいただいたが、伝左衛門は了承しなかった。「さらに四〇〇石」と仰ると、「加賀藩は一〇〇〇石で召し抱えられる予定だったのでお受けできません」と言った。「それならば、そこに足軽二〇人を預けよう」と仰ったので、「ありがたき仕合せ」といつて召し抱えられることになったという。

(北村明恵)

下巻―第三七話

一吉品公或時、光通公御名代ニ外へ御勤ノ時、光通公、御腰物御指ナサレ候様ニ仰ラレ候処、御指ナサレシガ、御駕ノ内ニテ色々御

抜御覧アラレ候ヘトモ、余リ堅クツメテヌケザルヲ、漸ク無理ニ御抜遊ハサレテ、御指ナサレ、御帰ナサレ、直ニ御腰物御返シナサレケルニ、吉品公話ヲ御抜ナサレタル様子ヲ光通公御覧遊サレ、御機嫌能ト也

〔注釈〕

○腰物：腰にさす刀剣の総称。○御駕ノ内ニテ色々御抜御覧アラレ候ヘトモ：駕籠の中で刀を抜き切るとは空間的に難しいため、鯉口を切るように多少刀を抜いて、刃の様子などを確認しようとしたか。○ツメテヌケザル：鯉が鞘に詰まって刀が抜けない状態か。あるいは、鞘が詰まって刀が抜けない状態か。

〔現代語訳〕

吉品公があるとき、光通公の代理として城外へお勤めの際、光通公がお腰物をお指しになられるよう仰ったので、吉品公はお指しなされた。吉品公はお駕籠の中で、お腰物を色々お抜きなされてご覧になられようとしたが、あまりにかたくつままっていて抜けなかった。ようやく無理にお抜きなされた後、再びお指しなされ、お帰りなされた。吉品公が、直接お腰物をお返しなさる際、つまって抜けなかったお腰物をお抜きになった様子を、光通公はご覧になられ、ご機嫌が良くなった。

(伊藤大生)

下巻―第三八話

一吉品公或時御参勤御道中箱根坂ニテ二条御番米津梅干之助具足櫃へ此方祐筆林藤兵衛乗申ス荷物引当候所、宰領立腹ノ体ユヘ藤兵

衛早速馬ヨリ飛下り、馬子ノ者不調了簡シ玉ハリ候様ニト詞ヲ和ゲ色々申候ヘトモ聞入ズ候処へ、主人梅干之助参ラレ、イヨノヽワビ候ヘトモ中々聞入ズ候処へ、御目付富永四郎五郎殿参ラレ取扱ニテ事スミ、互ニ行違ヒ申候後、御供家老松平庄兵衛方へ四郎五郎殿ヨリ使者ヲ以テ右ノ義ハ道中ニテ有ヘク事ニ候、御構無之様ニト断リ申越シ候処、御口上ノ趣委細承知イタシ候間、乗物ノ中ニ居ナガラ返事申サレ候。然ル処ニ翌年御帰国御道中ニテ右御番衆参リ合候処、御供御家老酒井与三左衛門旅宿工四郎五郎殿見マイ申サレ対面有度旨ニ付、与三左衛門対面申サレ候処、御機嫌相窺レ、其後去年御供致シ候林藤兵衛ハ異議ナク相勤候ヤト相尋ラレ候故、無事ニ供イタシ候由申サレ候処、逢申度段申サルニ付、旅宿工申遣シ呼ヒ寄対面致サセ候処、其許ニ逢安堵イタシ候、去年口論ニ付、兵部様御義ニ候ヘバ以後モシ如何様ニモ仰付ラレ候ヤ、若仰付ラレ候品モコレ有候ハバ、梅干之助義モ江戸着ノ上同事ニ仰付ラルベキ義故、対面イタサズ候内ハ安堵イタサズ候由申サレ候ト也

〔注釈〕

○二条御番：二条在番のことか。江戸幕府が設置した京都の二条城警衛のための職務。江戸の大番十二組より、毎年二組ずつが在勤のため京都に派遣されたが、交替の期日は例年四月となっていた。○米津梅干之助：よねきつほやのすけ。幕府の旗本。年代的に米津梅干之助政次か（寛政重修諸家譜）。○具足櫃：具足を入れる入れ物のこと。○林藤兵衛：福井藩の祐筆。諱は元好（諸士先祖之記）。一〇〇石（吉品給帳）。○宰領：荷物の運

送の管理をすること。またはその役。○馬子：駄馬を引いて人や荷物を運ぶのを業とする人。○富永四郎五郎：不詳。幕府の目付か。「探源公行状」の本話と似た話においては、阿倍四郎五郎とする。阿倍四郎五郎であれば幕府の旗本であり、本話の内容に符合する。○取扱：事件をうまくまとめること。仲裁すること。○事すみ：事済。仕事や事件などが完了または解決する。○松平庄兵衛：中巻四〇話参照。○酒井与三左衛門：福井藩家老。諱は重成（諸士先祖之記）。一六五〇石（吉品給帳）。生年不詳寛文四年没（越前人物志）。○兵部様：兵部大輔に叙任されている吉品のこと。○其許：二人称。多くは武士がやや目上と思われる相手、同輩、もしくはそれ以下のものに対して用いた。ここでは林藤兵衛のことか。○安堵：「国事叢記」においては、本話と喧嘩両成敗の話が併記されている。「探源公行状」においては、本話の後に「探源院様のご威勢は格別のことであるといえましよう。また御家柄（御家門）によるものでもあります。なぜならば、ケンカ両成敗と申しまして、このことは天下の大法であります」とあり、本話は喧嘩両成敗の話として位置づけられている。

〔現代語訳〕

あるとき吉品公のご参勤の道中、箱根坂にて、二条御番米津梅干之助の具足櫃と福井藩の祐筆である林藤兵衛の乗っている荷物がぶつかった。すると、荷物の管理をしている宰領は立腹している様子だったので、藤兵衛は早速馬から飛び降り、馬子の者の不調法を堪忍してほしいと、おだやかな口調で色々申したが聞き入れられなかった。そこへ、主人の梅干之助が参られて、藤兵衛が梅干之助にさらにわびていても中々聞き入れられない。そんな中、幕府の御目付の富永四郎五郎殿が参られて、仲裁して解決したがに行き違った。後に福井藩家老松平庄兵衛へ四郎五郎殿より使者をもつて、このようなことは道中ではあることなので構うことがないように断りを入れた。庄兵衛は承知したと乗物の中にながら返事をした。

翌年、吉品公ご帰国の道中にて二条番衆と会ったところ、酒井与三左衛門の旅宿へ四郎五郎殿が見舞いのために対面したいとのことで、与三左衛門と対面した。この際ご機嫌うかがいをした後に、四郎五郎殿は去年御供した林藤兵衛は問題なくとめているか尋ねられた。与三左衛門が無事に御供している旨を伝えると、四郎五郎殿が会いたい旨を申されるので、旅宿へ呼び寄せ対面させた。すると四郎五郎殿は、「藤兵衛に会って安堵した。去年の口論について、吉品様のことなので、以降もしくはどのよう藤兵衛に処分をお命じになるのだろうか。もし藤兵衛に処分をお命じになるのであれば、梅干之助についても江戸に着いた上でこのことについて処分を命じられるはずなので、藤兵衛に対面するまでは安堵できなかった」と申された。

(木村美幸)

下巻―第三九話

一吉品公葵ノ紋、御諱ノ一字御拝領遊バサレ候節、賀シ奉リケレバ、元我紋所也、サシテ悦事ナラズ、御諱ノ一字ハ有ガタシト有シトカヤ、宝永元、地震ノ後、神田橋筋修覆御手伝仰付ラレケルニ、鳶ノ者トモ、外様大名ノ格ヲ以テ我俣シケル奴バラ、一々ニ成敗ナリ、町ヨリ訟ケレバ、我家法ナリ、不造法スル処ヲ成敗シタラシニ、何ノ子細ヲ申スニヤ、其訟タル者トモ玉フルベシトノ玉ヒシ程ニ、其後鳶ノ者トモノ随意止シト也

〔注釈〕

○葵ノ紋：貞享三年（一六八六）の半知以降、福井藩では葵紋を用いることを禁じられており、再び使用が認められたのは元禄十五年（一七〇二）の十一月二四日であった。○御諱ノ一字：半知後に再勤した昌親は昌明と改めたのち、宝永元年（一七〇四）一〇月二八日に綱吉の偏諱を賜り、以降は吉品と称した（『国事叢記』）。○地震：元禄一六年、十一月二一日に関東で発生した地震のことか。宝永元年三月二三日に吉品は幕府より江戸城（御衣冠前・銅御門・梅林・汐見坂）の修復を仰せ付けられている（『国事叢記』）。○外様大名ノ格：貞享三年の半知以降、江戸城の詰間が將軍家の親族が詰める大廊下から、一般的な外様の国持大名と同じ大広間へ移された。再び大廊下を用いることになるのは重昌以降（寛延二）のことであった（『藩史大事典』）。

〔現代語訳〕

吉品公が葵の紋や御諱の一字を御拝領なされた時、お祝い申し上げたところ、吉品公は「葵の紋には元々我が紋であったのでさして悦ぶことはないが、御諱の一字をいただいたことはありがたい」とのことであった。

宝永元年、前年の地震の後、神田橋筋の修復を仰せつけられたところ、鳶職の者どもで、外様大名の格であるからと自分勝手にふるまっていた奴らを、吉品公はことごとく成敗した。町奉行所より訴えがあったところ、吉品公は「それは我が家法である。無作法したところを成敗したことに何の差し支えがあると申すのか。その訴えた者どもも成敗してやろうか。」とおっしゃった。その後は鳶職の者どもの勝手気ままな振舞いは止んだということだ。

(田川雄一)

下巻―第四〇話

一吉品公御鷹野ニナラセラレ、前方御領分ニテ、其頃ハ御代官所ノ方へ相成候、其地堺ニテ、御鷹ツカワセラレシニ勝負シテ、落タル所ハ御代官所ナリシ故、鷹匠以下田畑踏アラシテ居ケルユイカリ、其所ノ百姓一人無礼ナル事ヲ申ケン、今更慮外ヲ挙動候段、打捨ニト下知セラレシ故、忽ち成敗シタルヲ以テ、御代官ヨリ勘定奉行中へ訟へ、勘定奉行ヨリ、大老臣へ達セラレシニ、小笠原佐渡守長重、慮外申タルベシ、無法ニ成敗ヲモ候ハシ、吟味有ベシ、歴々成敗ハ、御家門ニテモ子細ヲ問ルベケレトモ、鷹ツカワル、先ニテノ事ナラバ、推量ノ及フ処、旧領主ト存ナガラ、御領ノ百姓ト申スヲ以テ無礼申タランハ、慮外者討捨テ是非ナキ処ト批判申サレシト也

〔校訂〕

①スエ上↓⑤居

〔注釈〕

○御代官：江戸幕府の直轄地を支配する地方官の職名。○勘定奉行：老中支配に属し、郡代、代官を監督し、幕府直轄地の年貢の徴収、裁判をはじめ民政全般をつかさどるとともに、幕府の財務関係の職務を担当した役人。
○大老臣：老功の臣。身分・地位の高い家臣。○小笠原佐渡守長重：小笠原長重（一六五〇～一七三〇）。老中、三河吉田藩四代藩主、武蔵岩槻藩初代藩主。三河吉田藩第二代藩主・小笠原長矩の次男。○歴々：身分・家柄・官位その他社会的な地位の高い人。由緒があり格式の高い家。○御家門：

親藩三家（尾張、紀伊、水戸）と三卿三家（田安、一橋、清水）、越前、会津の計八家。また、それらの支流。○批判：批評して判断すること。

〔現代語訳〕

吉品公が御鷹野をなされた。その地は以前御領分であったが、その頃は御代官所の御料であった。その地は御領分と御料の境界で、鷹を飛ばせて勝負した。獲物の落ちた所は代官所の御料であった。鷹匠たちが田畑を踏み荒らしており、御料に住む百姓の一人が怒り、無礼なことを申した。今更思ひもよらない無礼な態度だったので、吉品公が打捨てよと下知され、すぐに百姓を成敗した。そのため、御代官が勘定奉行に訴え、勘定奉行より大老臣である老中の小笠原へ訴えが達した。老中の小笠原佐渡守長重は次のように判断した。百姓の無礼は思ひもよらないもので、道理に外れた成敗ではない、という吟味になる。格式の高い家による成敗は、御家門であっても子細に審問するべきだが、鷹狩りでの事ならば、事情は推量の及ぶところである。その百姓が吉品公を旧領主とわかっていながら、御領の百姓だからと無礼を申したのならば、無礼な態度をとった者として討捨てるのは是非のないところである。

（高岡 萌）